

## 令和4年度 府中市自転車対策審議会議事録

▽日 時 令和4年6月30日（木）午後3時から午後4時30分

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

▽出席者 委 員 川辺委員、志水委員、堀木委員、渡辺委員、遠藤委員、戸塚委員、永田委員、西田委員、岩澤委員、羽田委員、棕田委員  
(11名)

事務局 新藤生活環境部長、古田地域安全対策課長、大室地域安全対策課施設管理係長兼自転車対策担当主査、内村地域安全対策課施設管理係事務職員（4名）

▽欠席者 なし

▽傍聴者 なし

### 次第

1 開会あいさつ

2 委員委嘱

3 自己紹介

4 正副会長の選出

5 諮問の伝達

6 議題

(1) 競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定について

(2) その他

### 【配布資料】

資料1 府中市自転車対策審議会委員名簿

資料2 競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定について（案）

資料3 府中市自転車の放置防止に関する条例

資料4 府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則

資料5 南府中自治会実施「競艇場前駅・自転車放置禁止区域指定に関するアンケート集計」

(開会)

事務局

皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。  
ます。

定刻となりましたので、只今より、府中市自転車対策審議会を開催いたします。

正副会長が決まるまで、議事の進行を事務局で努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、当審議会は、府中市情報公開条例第32条の規定により公開となっております。また、議事録を作成するにあたり、会議は録音をさせていただいておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。一番上から次第、資料1「府中市自転車対策審議会委員名簿」、資料2「競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定について(案)」、資料3「府中市自転車の放置防止に関する条例」、資料4「府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則」、及び南府中自治会から配布要望のありました資料5「南府中自治会実施『競艇場前駅・自転車放置禁止区域指定に関するアンケート集

計』、となっております。資料の過不足はございませんか。

それでは、次第に従いまして、会議を進めてまいります。

## 「議事 1」

開会のあいさつを、生活環境部長より申し上げます。

部長

本来であれば、市長が皆様にご挨拶させていただくところですが、あいにく公務のため出席できませんので、私から自転車対策審議会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

皆様におかれましては、お忙しい中、自転車対策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の交通安全施策にご理解ご協力いただきまして感謝申し上げます。

ご存知のとおり、自転車は手軽で便利、かつ地球環境にもやさしい乗り物であり、また健康志向の高まりや電動アシスト自転車の普及などにより、子どもから高齢者まで、多くの市民の皆様が利用しております。

特に、本市の地形の特徴は、東西に府中崖線が走るものの、比較的平坦な地形が多く、通勤通学をはじめとし、買い物や娯楽など様々な目的で多くの市民が自転車を利用しています。

一方で、平成 13 年度の調査では、市内各駅周辺において一日に合計約 4,400 台の自転車が放置され、歩行者の安全な通行を妨げるとともに、緊急車両

の活動を阻害するなど深刻な弊害も引き起こしております。

このような状況を踏まえ本市では、自転車駐車場の整備や継続した放置自転車対策を積極的に進めた結果、直近の令和3年度の調査では、約100台と、確実に放置自転車は減少してきております。

この度、ご審議賜ります、競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定につきましても、歩行者や障害のある方の安全な通行空間の確保など、放置自転車対策を講じていくうえで、大変重要なものであると考えておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

## 「議事2」

次に、委嘱状の伝達でございますが、本来ならばお一人お一人にお渡しするところですが、会の進行の都合により、皆様のお手元に、委嘱状を置かせていただいております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

略式ではございますが、これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、委員の任期でございますが、資料1をご覧ください。

選出区分の交通安全対策審議会委員及び学識経験者の方は、本日より2年間となります。

また、地区の関係者の方は、関係する地区、競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定に関する審議終了までとなっております。

さて、本日の皆様の出欠状況でございますが、委員 11 名の内、11 名の方にご出席いただいておりますので、府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

### 「議事 3」

それでは、自己紹介に移らせていただきます。大変恐縮ではございますが、資料 1 委員名簿の記載順に自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局

ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介に移らせていただきます。生活環境部長からお願いいたします。

(事務局自己紹介)

司会

以上の職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

### 「議事 4」

次に、正副会長の選出に移らせていただきます。府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則第12条では、委員の互選となっておりますが、ご意見はございますか。

委員

よろしいですか。みなさま今色々自己紹介をいただいたのですが、なかなか面識が薄いものですから、事務局の方でお考えがあればお示しいただければと私は思います。

事務局

事務局案といたしましては、会長に志水委員を推薦いたします。志水委員は府中交通安全対策審議会副会長として交通安全行政に幅広い知見をお持ちであり、会長に適任であると考えております。また、副会長には戸塚委員を推薦いたします。戸塚委員は府中防犯協会会長として府中市内の防犯はもとより交通安全についても造詣が深く適任であると考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、会長につきましては志水委員、副会長につきましては戸塚委員に決定させていただきたいと思っております。

志水会長、戸塚副会長、席の移動をお願いいたします。

事務局

それでは志水会長、戸塚副会長ご挨拶をよろしく願いいたします。

会長

選出いただきました志水です。円滑な議事進行につとめてまいりますので皆様のご協力をよろしく願いいたします。

副会長

ただいま副会長を仰せつかった戸塚です。志水会長をサポートしていきたいと思えます。よろしく願いします。

事務局

ただいまから、市長からの諮問書に会長名を記して、その写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

(副会長及び各委員にコピー配布)

事務局

それでは、お待たせいたしました。

それでは、議事に戻りまして、次第「5 諮問の伝達」に移ります。

会長、部長は前へお願いします。

事務局

府中市自転車対策審議会会長、志水清隆様、府中市長高野律雄。自転車放置禁止区域の指定について諮問。次の事項について、府中市自転車対策審議会において審議し、答申してください。

1 諮問事項「競艇場前駅周辺自転車放置禁止区域の指定について」

2 答申期限 令和4年7月29日

事務局

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議事に戻りまして、続きまして、議題6です。(1)競艇場前駅周辺自転車放置禁止区域の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

お手元の資料2をご覧ください。

資料2 競艇場前駅周辺自転車放置禁止区域の指定について（案）

1 趣旨

本市では、競艇場前駅北臨時自転車駐車場の拡張整備を実施したことにより、駅周辺の自転車駐車需要を満たすことが可能となったことから、競艇場前駅周辺を自転車放置禁止区域に指定するものです。

裏面、案内図をご覧ください。

区域の範囲につきましては、東は駅東側の踏切から、南はバスロータリー南側の道路、西はそこから南府中自治会館北側の丁字路まで、そこに踏切はありま



せんが、線路反対側へ移り、そこから、競艇場通りを北へ進み、自転車駐車場前から駅北口広場前の丁字路を右折し、踏切までの区域としております。

指定の時期につきましては、令和4年10月1日を予定しております。

続いて、資料3「府中市自転車の放置防止に関する条例」の2ページをお開きください。

下の方、第10条をご覧ください。「市長は、自転車駐車場が整備されている駅周辺で、必要な区域を放置禁止区域として指定することができる。」と規定され、第2項により、指定にあたり、自転車対策審議会の意見を聞かなければならないと規定されておりますので、本日、審議会を開催し、皆様にご審議いただくものです。

3ページに移りまして、現在、競艇場前駅周辺では、放置禁止区域に指定されておられません。そのため、第13条第3項及び資料4「府中市自転車の放置防止に関する条例規則」の2ページの第7条の規定により、放置されている自転車については、3日間以上警告し、なお、放置されている場合は移動又は撤去することができる地域となっております。

資料3にお戻りいただきまして、条例第13条第2項におきまして、「市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車を移動又は撤去することができる。」と規定されています。

競艇場前駅周辺が放置禁止区域に指定されますと、区域内の放置自転車は、

即時の移動又は撤去ができることとなります。

実際には、放置自転車に警告書を、一定時間以上経過後も放置された状態であれば撤去を行うこととなります。

撤去された自転車につきましては、自転車保管所に搬送し保管いたします。

所有者が返還を受ける場合には、自転車保管所に置きまして、撤去料 2,000 円を納付し、返還を受けることとなります。

なお、競艇場前駅周辺で撤去された自転車は、2 か所ある自転車保管所のうちの八幡町 1 丁目 24 番地、京王線の高架下にごございます「八幡町自転車保管所」に搬送、保管されることとなります。

資料 2 の裏面に戻りまして、市では、競艇場前駅北口、斜線で示された自転車駐車場のうちの西側約半分を昭和 61 年に西武鉄道株式会社から借用し、無料自転車駐車場を整備し、これまで多くの市民の皆様にご利用いただいております。しかしながら、需要に対して十分な収容台数とは、言えない状況が続いております。

一方で、駅南口では、ちゅうバスバス停付近の歩道上に、常時 60 台前後の自転車が違法駐車されており、そのため、歩道の有効な幅員が狭まり、バスを待つ人とそこに止めようとする自転車や歩道を通過する自転車のすれ違いなどにより、歩行者や障害者の安全性が危惧されておりました。

このような課題を解決するため、市は昨年 8 月、西武鉄道株式会社に駅北口

と無料自転車駐車場の間にある未利用地について、無料自転車駐車場を拡張することを目的に、追加で借用することが可能か、問合せを行ったところ、早速、社内で利用の可能性について、慎重に調査、検討をしていただき、利用予定は無いことが確認されたため、追加借用が可能であるとの返答をいただきました。

このような経緯から市は、議会の手続きを踏まえ、自転車駐車場の拡張整備の予算を認めていただき、4月から工事に着手し、5月初旬に工事が完了したところではあります。

この拡張工事により、駅北口の無料自転車駐車場の収容台数が約100台増え、競艇場前駅周辺の自転車駐車の需要を満たすことが可能となったことから、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定するための手続きを進めることとしております。以上で説明を終わります。

会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をよろしくお願ひします。何か質問事項ございますか。

ないようでしたら続きまして、南府中自治会から提出された資料5について、説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

委員

まず資料5をご覧いただきたいと思ひます。自転車の放置禁止区域の指定に関するというよりは、問題点と言ひていただいた方がよろしいかもしれま

せん。先ほどの説明の中で、十分な駐輪場を確保したと、100台増加したとお話がありましたけれども、それはあくまでも北口の駐輪場に過ぎないということですね。南口には駐輪場はなくて、その写真にあるように整然と並んでいるというのが現状。

本来ならば、この地点ないし、この近辺に南口の近辺に駐輪場約60台を作るとというのが基本的な考え方。50年前からそういう状況だと考えていただければよろしいかと思えます。まず最初に実態的な話をします。このような自転車に関していえば、西武鉄道を利用する利用者がほぼ90%。実際には100%ではないかと思うくらいでございます。例えば、すぐ隣にあるローソンに買い物にくる人の自転車置き場は別途ありまして、これはローソンのお店の領域の中に十分置ける、6、7台が置ける状況で特に問題はない。そういう意味では、この中で買い物については問題は起きておりません。あくまでもこれは西武鉄道を利用する、利用者の駐輪場として使われている、というのが実態。

それからもう一点ですね。2ページ目をちょっと見てみてください。南府中自治会の範囲を赤線で書きましたけれども駅周辺はもちろん私どもの自治会で実際にこの駐輪場に来てる自転車の実態はどうなのかと。どこからきているのか、という話ですけど、これについては前回の府中市の話で実態調査はしていないという。ただ、してはいないけれども状況的に言うと小柳町の南

町会の範囲ともう一つ考えられるのが是政、西側の住民ですね。私どもの自治会ではなくてその西側になる、西からきている人の自転車が大多数ではないか、これは推定でありますので、実態調査が必要だと思うのですが、そういう状況です。で、こういう状況下において、私どもの南府中自治会としては、これをどうしたらよいかということで実はアンケート調査をさせていただきました。一応、全世帯調査ですので漏れはなかろうかと思えます。資料5番の真ん中辺を見てください。禁止区域に指定するという、禁止区域という名前が出ていますのでこの名前にしております。そうすると大体全体の回収率が32.7%。大体3割、33%ですから3分の1くらいの世帯から回答があったということですね。この中で賛成だと言っているのは約10%。賛成しないとされているのが約12%。どちらでもいいと言っているのが約11%ということになります。明確に意見が分かれているという状況ですね。これはですね、結局私どものところは目の前の範囲も、南府中自治会ですしちょっと離れたところも南府中自治会ですから当然のことながらある程度こういう風に分かれるという意味で10%と12%だったら似たようなものですから大体半々くらいという風に考えてよろしいかと思えます。ただ、これは先ほどもお話をしたとおり、南側に今、放置と言いましたけども放置なのか置いてあるのかは別問題ですね。現状では放置とは言わないと思えますけれども、そこに置かれている自転車に関しては、南府中自治会で、私どものアンケートを取った

範囲内は、実態は2割か3割かわかりませんが、相当少ない数だとは思いますが、ですから、ここでいう賛成する、賛成しないといった特に賛成しないといった方々の多くはたぶん遠くからきている人は非常に不便だということによって賛成しないという風にとらえたんだろうと推測されるわけですね。

そのような状況で、私どもとしては、結論的に言うとやはり駐輪場を整備するのがまず最初だという風に言いたいということ。駐輪場を整備するのにどれだけ努力をしていただいたかということが全く見えておりませんので少なくともスペースがないなんて話をお聞きしましたけれども、スペースがないと言ったらどこでもないわけでどうしたらスペースがあげられるかという話。北口にある、大きくしたとって北口に行くためにはですね、ずっと遠回りをしていかなければいけない。西武鉄道のところを見ていただくとよくわかるんですけど西武鉄道の鉄道の踏切というのは全く少ないんですね。はっきり言いますと1か所しかないんですね。この1か所に対して実際に西武鉄道の南側に住んでいる住民というのは相当数多いということです。私どもの自治会もそうなのですが、あと南町の自治会も結構半分近くいるということだろうと思います。地図を見ていただくとよくわかるのですが、こういう状況でということですね。私がたまたま住んでいるのはですね、南府中自治会の一番東側のテニスコートの近くなんですね。だからこの絵で行くと一番右側ということです。私自身はもう20年以上西武鉄道を利用していました

けれども一度も自転車に乗っていった記憶はございません。歩いて歩ける距離、と考えております私は。皆さんはわかりませんが、少なくとも普通の方だったら歩ける距離です。せいぜい7分から10分くらいで歩ける距離。不動産会社に言わせると7分なのですが、10分くらいかと。比較的遠くであっても大体そのくらいの距離であろうという風に推察されます。それから、移動する場所も道が狭いんですね。ですから道が狭いので自転車等で移動するよりは歩いて行った方が便利かなというような感じでおります。

そのようなことを考えて、でもアンケートの結果を考えて言えば約12%の人が賛成できないと言っているわけです。これはですね、実際に賛成しないといった方自身が感じている困ったというよりは、他の人が困るだろうということが前提ではないかと先ほどお話ししましたけど、たぶんそういうことだろうと思います。そういうことで基本はですね結論的にはじゃあ何かというお話になると、まず南口の自転車置き場を整備する。60台と結構台数も多いわけですから、少なくとも60台ではなくても例えば30台くらいとかを整備すべきである。で、整備してどうしてもやはり難しいということであればそこで改めて考えるべきではないかと。

それから、実態調査が全然為されていないということですね。本当にこのような自転車どこから来ているんだろうと。毎日毎日来ているわけですから、調査しようと思うとできる状態にあります。ただ我々自治会自体で調査する

権限がない。権限がないので出来てはおりませんが、いつも私どもとしてはここで夏祭りをしているので前日にもう置かないでくださいという張り紙をするわけです。そして土曜日に夏祭り。その時点で実はクレームは出ておりません。一日だけ置けないということですからちょっと歩いて行こうじゃないかということではないだろうかということです。何かイベント等で使われる場合には歩いて来れる距離とも言えなくはない。ただですね、自転車を北口にもっていくというのは大変な距離を要するわけですね。特に西側から来る人たちにとっては駅を通り越して、踏切まで行ってまた踏切から戻ってきて北側まで行く。帰りも同じ状態ですね。これは私どもの自治会ではない人がほとんどなのですが、そういう状況ではないかと。

あと南口に東側から来る住民について今は北口に置いておりますけども、途中で踏切を通過してもっていけばいけないことはないと思います。私も思います。ただこの辺は、実際に使われている方の意識の問題ですのでわかりません。何らかの理由があって自転車で来ているということなのかもしれないですし、その辺はわからない。そういうことはございますので、これは一つ南府中自治会だけの問題ではなくて隣の町会も含め、こういう問題は抱えていく。ある意味でいうとこれで見ると私どもよりももっと問題を抱えているのではないかという気がいたしますけれども、実態調査そのものをしてみないと何とも言えない、という感じがします。という状況で結論としては、



まず第一に、実態の調査をしていただく。それと、この実態調査は自転車はどこから来ているのか。誰が困っているのか。実は困っている人の話は私どもには聞こえてきておりません。例えば、あそこが通過できないで非常に困ると、乱雑に置いてあって困るといような話は実はあまり聞こえてはおりませんが一部にはあると思いますのでそこら辺をはっきりとしていただければよいと。困ってるのはどういう、どこの自治会の人か、私どもの自治会の人ですから、私どもの内部の問題でもありますけどもそういう状況にあります。

次ですね。南口に駐輪場を作る。スペース的には無理だとおっしゃっていただきましたけれども、それは無理だ無理だと言っているだけであって実際に検討会を開いたり、検討をしたり、西武鉄道と話し合いをしたりとかあるいは地域の住民の方と話し合いはしたのかと。多分されていない。少なくとも今までのお話の中では、うちの方で一度説明会を開かせていただきましたが説明会の中でも話されておきませんので、ここら辺ははっきりと検討するべきだと思います。もし必要であるならば、しっかり市長名で調査をするべきだと。この2点ということですね。それが出来て初めてこの地域を指定ができると、禁止区域に指定ができると。先ほどの職員の、府中市の説明では整備をしたからできる、この整備をしたというのがどこに整備したか、というお話です。北口に整備します。例えば府中駅考えたときに府中駅の南口に整備

しました。北口には整備しません、北口も含めて禁止にします。これは乱暴な話ですね。実際にそれでは納得できないのではなかろうか。そもそも禁止区域の最大の理由というのは、地域住民の利便性あるいは安全を確保するために実施することである。ですからそれを無視した形での決定というのはやはりおかしいと言わざるを得ない。ということでございます。ぜひここら辺を考慮していただいてここら辺の結論を求めていただければと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。ご質問などございましたら、ご発言をよろしく申し上げます。何かご意見はございますか。

委員

はい、南口に駐車場ほしいというのは実際思います。私のせがれが小柳町2丁目なので北口の駐車場へ自転車を止めているのですが、これは南口にあったらやはり手前に止めちゃったり、放置自転車のことになる可能性があると思うんですよ。踏切のところへ遠回りで行くにはちょっと不便な部分があるので、これは逆パターンで会長さんが言われたように、確かに近隣の自治会の人歩いて十分なんだけれどちょっと遠い人は当然自転車の人が、自分たちは歩いていく時代だったので、ただ若い人はほとんど自転車を使うので、確かに南口にできれば、南口に自転車置き場をぜひ作っていただきたいと思

います。

会長

はい、他に意見ございますか。

事務局の方向かありますか。

事務局

はい、会長よろしいでしょうか。それではご質問につきまして2点お答えさせていただきたいと思えます。この度地域の方々に意見を聞いていただいたということについては感謝申し上げたいと思っております。そういった中でいろいろな議論がなされる場が今日であると思っております。

まず、実態調査を行っていないという件でございますが、私どもの方確かに実態調査と言いますか、実際にこの指定を進めていくにあたってですね、ご利用者の傾向を調査させていただいたところでもあります。具体的には今年の5月17日火曜日でございますが、当日は曇りでございますが、朝7時30分から10時までの間でございますが南口のところに自転車が止められている付近にて実態の傾向をつかむために状況把握をさせていただいたところでもあります。そういった中で先ほどお話ありましたとおり、この南口実際にご利用いらっしゃる方はほぼほぼ7割強が駅南口の東側からいらっしゃる傾向を把握しました。なおかつ、その方々はほとんどが通勤の方と思われる方でございます。そういった状況からも考えますと、近辺の南口の南側

または西側というよりも東側の方にお住まいの方から来ているという傾向だ  
と思っておりますので、実際調査をしたかと言われますとしておりませんが、  
ただ、この傾向をつかんだ中でこういった状況でございますので実際にはほ  
ぼ状況的には変わらないのであらうと私どもは思っているところでございま  
す。

南側となりますと先ほどもご説明申し上げましたが、ここを自転車を止め  
ることなく駅の東側から自転車で駅に向かい、競艇場前駅の東側の踏切を渡  
って拡張整備をさせていただいた北自転車駐車場に駐車できるのではないか  
というのは私どもの考えでございます。

また、現状といたしまして申し上げたとおりでございますが、常時 50 台か  
ら 60 台が、そういった方々による自転車が止められているということでござ  
いまして、こちらはそのほかに実際に止められているところは歩道でござい  
ます。歩道にさらに障害のある方への対応ということで点字ブロック等が敷  
設されており、また、ちゅうバスのバス停が設置されているところでござい  
ますので自転車が止まることによってこの歩道を安全に通ることにつきまし  
ては危惧があるということと、私も調査で見ている間にちゅうバスの乗車客  
が降りてくる際にちょうど東側から歩道を自転車で横切ろうとする方がいて、  
たまたま前に放置自転車があるものですから歩幅も狭く非常に危険な状態も  
見受けられているというようなところでございまして。

このようなことから私どもといたしましては、先ほども申し上げましたとおり、北側の方を拡張工事をさせていただきましたのでそちらの方に止めていただきたいとお願いしているところです。また、長年こういう状況が続いていたということでございますけれども、それはおっしゃる通りでございますけれども、この置かれている自転車に対しましては定期的に自転車をここに止めないでくださいという札をつけているところがございますが、残念ながら先ほど条例施行規則の中で一定期間、3日間ということを申し上げましたけれどもほぼほぼの利用者が通勤の方であろうと思いますが、その日に来て、その日にまた乗って帰ってしまうのでこの札を切って捨てられているという状況があります。そんなところを鑑みながらこの現状を踏まえまして今回の拡張工事に伴った対応ということでそちらの方をご利用いただきたいという趣旨でございます。

それと2点目の南側にというところでございますけれども、私どもの考える中で南側に止めることが出来ないかという検討も実は行ったところではございます。現在止められているところをそのまま自転車駐車場という形でできるのかどうか、という検討をさせていただいたところではございますが、ただ、実際現在置かれているところは繰り返しになりますけれども、市所有の道路、歩道でございますして幅員が3 m60 cmから3 m70 cm前後ございまして約2 mの自転車置き場を設置するとなると残りが1 m60 cmから70 cmとなります。

そうなりますと、福祉のまちづくり条例では2m以上確保することとされているため、自転車駐車を設置することは困難であるというような見解を関係課からもいただいているところでもあります。そのようなことから、検討はしたけれどもなかなか難しいということでございますので今回皆様にお示した案について、ご意見いただきたいと考えております。ご答弁になっているかわかりませんが以上でございます。また何かありましたらご質問ください。

会長

今事務局の方からご説明頂きまして何か疑問の点、不明な点ございましたら発言を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。何かありますか。

委員

はい。今市の方からお話されたことは私どもの説明会で話された内容と基本的には同じです。特に新しい話もないかと思えます。ただ、1点だけお聞きしたいのは3mから4mで2m以上確保することは現行の、現時点の歩道の広さとそこに作るという前提でお話されているのでは。例えば駐輪場のスペースをどこかに確保するとかいう話はないわけですね。ですから、今あるところに歩道を狭くしたから歩道が使えなくなる。当然のことではないかと。それを理由にして決定するというのはないというのが私の意見です。もう少し考え方を変えていただかないと、特に、駐輪場の裏側です。裏側は線路との間がパーキングですね。駐車場になったわけです。駐車が来たのはご

く最近の話です。たしか5年前くらいだったかと。ちょっと覚えていないですが、この時点でどうして検討されなかったのか。今検討されるのだったらその時も十分検討の余地はあっただろうと。西武さんに関係する話かと思いますが。その時点で少しあそこに30台くらいのスペースを取るだけのことを考えていけばもっと解決しただろうと。今駐車場になっている状態で変えるというのは非常に難しい。だから出来ないという結論に到達しそうな雰囲気ですよ。そこらへんはいかがなんでしょうか。なぜ検討しなかったのか。答えなくて結構ですけど。もし、答えなければ答えていただいて。過去の話蒸し返しても意味がないので。これからどうするか

事務局

はい、会長。色々ご配慮いただいたご質問、ご意見だと思います。確かに、以前から検討していればよかったのではないかと、確かにおっしゃる通り。そこは申し訳ございませんが今お応えできる立場ではないので大変申し訳ございません。ただ、今委員のご意見ありました北側のコインパーキングを自転車駐車場として整備ということも検討の一材料としてあったのではないかと。というご質問でございますけれども、現時点といたしましては、この駐車されている自転車の台数、先ほども申し上げたとおり60台くらいという風に私どもは捉えておりますがそういった中では北側の方で拡張整備したスペースで十分台数を飲み込めるということで考えておりますので今ご質問のあった

西武鉄道さんのコインパーキングというところの考えは持っておりませんでした。仮にですけれど、かなり駐車台数自転車が大幅に増えて現状でも拡張したスペースでも止めきれない、仮にそういったケースになった場合の検討の材料としては一つの方法としてはあるのかもしれませんが、今現在としてはそこには至っておりません。

事務局

会長よろしいでしょうか。

会長

はい。

事務局

先ほど駅に対して片側にしか駐輪場がない、現状のお話がありました。今府中市内で、府中本町駅、府中本町駅は役所から見ると向こう側にしか自転車駐車場がない、という状況であります。西側ですね線路に対して。あと、武蔵野線の北府中駅。北府中駅は武蔵野線に対して東側、府中街道を渡ったところに公共自転車駐車場がございます。あと競艇場前駅のひとつ武蔵境側の白糸台駅。白糸台駅につきましては武蔵境に向かって左側、西側ですね。西側にいわゆる地主さんからお借りしている臨時的な自転車駐車場がございます。そのような状況です。

委員



ちょっといいですか。

会長

はい。

委員

今の話はちょっと特殊な例ですね。例えば府中本町だって、片側使えない状態です。それと、東芝の隣の駅、片側は東芝さんで全くそこはダメ。逆の言い方をすると、駅の出入り口が一カ所しかないわけです。それと、先ほど言った白糸台。あれも駅の入り口が一カ所。当然駅の入り口がある方に駐輪場がある。ない方に作ってもあまり意味はないわけです。南府中自治会のあそこの競艇場は両側、南と北に出入口があるわけです。ですから両方に必要だと。北にしか入り口がないんだったら、南口に作ってどれだけ効果があるかは私にはわかりませんが。という意味ですね。ですから、例外的な問題を取り上げてもしおっしゃるならば逆にそこら辺については反論せざるを得ない。そうでなければ、府中市の言うところで南口に、地上に作るのは大変だというお話だったら、私どもそういう風に思っておりますので。ここは審議会の中ですから言わせてもらえれば、なかなか南口に作るのは困難ではないかと。それは確かにそのとおりですね。ただそれを、実際にこんなに大変だと情報公開してもらわないとみんなわからない。先ほど5月17日に調査をしたと言った。調査結果やはり発表しなければ皆さんなかなか納得する

ような状況ではなかろうかと思う。必要なものは、無理なら無理で、問題は無理だということを理解させていただくような調査方法がないとなかなか難しいのではないかという風に思います。ただ一方的にこんな感じですが、やはり実際に利用している方ですね、今度はますます本当の放置自転車になるのではないかという気がしております。それは危惧しますね。しかもそれが私どもの町会でないとなると益々。近くの方から不満が出るという形になりますので、それは。現時点では結構きれいに並んでいるので、それほど大きな影響はないと。聞こえてきていないだけかもしれないが。そのような状況なのでぜひ検討していただければと思います。で、検討した結果どうなるかというのは私はわかりませんがちゃんと情報公開していただいて、地域住民に対する説明会をするなり、それで納得ができるのかどうか。これ一般論になりそうですが、致し方ない。

会長

はい、わかりました。他にご意見ある方は、ご質問ありますか。なんでも結構ですけれどもぎっくばらんに。

委員

私はいつも、ここの競艇場の駅ウォーキングで白糸台からきて多摩川、昨日の夜ウォーキングした時にはどちらかというとローソンの方は割とにぎやかに自転車は止まっていた。北側を見たら夜ですから、20時くらいで約

半分位、ただ夜ウォーキングしてるからと思って今朝8時にちょっと自分で見ました。南側の方は22台となっていました。逆にここに南府中自治会ございますテニスコートのまわりに置いてあるかどうかあるいはこの自治会館のところに入れてあるのかというのを見たら、0でした。今度北側行きましたら、78台。ここもやっぱり周辺にどっかに置いていないかということでこの資料の案内図上に小柳の散歩道というものがあまして、そこも見ましたが、放置自転車は0でした。その北側競艇場の入口、柳原会館のところも見たらそこにも1台も置いてありませんでした。ただ、実態として今朝の8時に見たときは南側に22台、北側が78台という客観的に見た報告です。

会長

他に何かご意見ございますか。

委員

はい。一般論になりますけれどやはり、この駅の周辺の全体を考えて行政の方も動いていると思うのですが、環境美化という点ですね、競艇場前駅の周辺はすでにあそこに自転車を置くことが慣習化してしまっている。根本的には駐輪禁止のところへ置かれる。これが長年行政が手を付けなかった、放置をしたと言う原因がここで浮き彫りになっていると思うのですが、これは各駅の問題であるので、環境美化の面から放置自転車はダメです。事故にもつながる、競艇場前だけを特例にするわけにはいかないということを将来に

向かって考えていかないと、やはり多少の不便はあるけどもここで、指定をして環境を作っていないと既に自転車のあふれる時代になってきていますから、多少の不便は住民の方は納得、了解をした進め方をしていくことが一般論としては大切だと思う。駅の北とか南、西とか東に住んでいる方出てくる方、確かに不便はあると思います。府中の駅の甲州街道を挟んだ北と南と、今府中は駅的环境が良くなってけやき並木に以前はだいぶ放置されていたのですが、通勤客、買い物客いろいろなお客様が利用者、すべて放置しておりましたが、だけどもいまは皆さんご存知だと思いますがだいぶきれいになりましたよね。ほとんどきれいになりました。けやき並木は監視員もたっておりますけれどもそこに来る自転車利用の方ももう駐輪場にいれるものだとそういう風に考え方が変わってきております。当初、設計した駐輪場はけやき並木も平気で置きましたけれども、今はすっかり整備されて南側ですか、大型の地下駐輪場、有料ですよ、そういうところを作って、おそらく最初は住民、そこへ来る方の利用者はけやき並木に止めてた。あるいは、北側、南側のどこかに止めていたという人が、北から来る人は南側には大型商店はあるし買い物に来る、その辺の不便さを何年か感じていて住民と行政の軋轢は当然あったかと思えますけれども、やはり環境美化ということを考えた場合、今、固定化されているところを直すのですから、ある程度の駅周辺の住民の方も、駅を利用する方も納得した上で、当初の不便がやがてはきれいな街になると

いう風に私は考えております。これは一般論としてすぐには反発があるのは当然だと思います。

会長

はい、わかりました。ありがとうございました。様々なご意見いただきました。他にまだございますか。

そうしますと、今ここで委員にお尋ねしたいのは今回の競艇場前周辺の自転車放置禁止区域の指定についてということについては反対のご意見でございますか。

委員

いわゆる時期尚早ということですね。たとえば、今のお話にもありましたけれども、南北は、このお話ありましたね。それは、南北の行きやすい場所の話でしょ。今回は電車の線路を渡るにはずーっと迂回しなければならないという状況。でも、これは東側から来る人にとってはそこそこ、ちょっと不便なのかなというところで行ける可能性はありますけれども、ただあまりそれを言ってしまうと、私どもの町会は良いけれども他はダメだとなってしまう、これはあまり言いたくはないわけですけど。もう少しこれはちゃんと調べてからでないとはこれはわからないのではないかと、いわゆる皆さんが納得できるかという、今おっしゃったことは皆さんが納得している、やらなければならないことで、従来のやり方、一方的に押し付けるあるいは過去にやりま

したということではなくて、こういう風に調査しましたよ、その結果こんな風になります。今後ここは検討します。いついつまでにこうします。そういう風にしないと、どうでしょうかね。私がおめんなさい、個人的にはよろしいかと思えますけれども、やっぱり立場上からいうと難しさはあるなど。先に言ったように私たちの自治会にも賛成はおりますからね。賛成している方は近くの人ばかりかということ、そうでもないんです。遠くの人も賛成している。近くの人も賛成している。一番最初に私は言いましたけれども細かい資料は出しておりませんが、住んでいる地域ごとに分析してありますから、細かいことはわかるのですが、やはり困っている人がいるならやはり反対してあげましょうと。という人もいますよ。おそらく5割以上はそういう人です。自分が困ったらと、そういう配慮、そういう状況なのでどう実施するかということについては、今の時点では時期尚早という感じはしますね。で、まさか半分だけ指定するというわけにはいきませんからね。あるいは今後のスケジュールですね。いついつまでに何を。というようなことを明確に決める、調査結果の公表と地域社会への説明会とか。そこら辺をセットにして説明していただいてどうするかというのを最終的に決める。

会長

指定期間、令和4年10月1日を予定しているということなのですがこれは時期尚早ということでしょうか。

## 委員

何もやらなければね。何も府中市がやらないで、現状のまま一方的に決めるのならば10月1日は時期尚早。この間に作業して、この委員会は7月29日ということですから、まだ1箇月あるのでその間に、もうちょっと厳密な調査を。先ほどだって一日だけ立って、7時30分から10時まで位ですから、2、3日やったっていいでしょ。もっと明確な調査ができるのではないかということですね。これはあくまでも自転車で来ている人にですから、私は答えられないという人もいるでしょうから、そこらへんは仕方ないとは思いますがけれども、やはり実態はどうなんだ、たぶん管轄的には府中市の言ったようにたぶんうちの自治会ではない。8割とか9割とか。やはり問題は西武鉄道を使って通勤をしている人の問題なので、あまり細かくは言えませんから。どうでしょう。やはりそこらへんは納得できるようにやり方を考えていただくということが一番だとは思いますがけれども。

## 事務局

はい、会長。先ほどから実態調査について強調されていらっしゃるように思います。私どもの方は先ほど申し上げた1日だけではございません。日中または夕方、後は休日、機会あるごとに様子は見ている中で判断いたしますとやはり通勤の方が大方だろうと推察できるということでございます。

従いまして、これが仮にもし期間を設けていたとしても、これは仮定のと

おりで恐縮ではありますが、変わらないのだろうと思っております。

やはり通勤であれば朝の動きがあるのと日中であればその台数は変わらない、また夕方になれば減っていく。そのような傾向にあると私どもの方は認識しておりますので、そういったところは参考値となるかなと理解しているところでございます。あと、会長先によろしいでしょうか。

いろいろと反対等のご意見等もいただいて、活発な議論をいただいているというところで、ありがとうございます。しかしながら本市といたしましては、駅南口における自転車の違法駐車により歩道の有効な幅員が狭まっている。歩行者や障害者の安全性が危惧されている現状の課題。これについては早急に対応していきたいという風に考えておりますので、つきましては、趣旨についてご理解いただいて本日審議会において、ご採決頂きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。会長戻します。

委員

会長いいですか。先ほど課長から、南側の利用の約7割が東側の方がご利用されているじゃないかというご説明で、この西武線の踏切、東側に踏切ありますよね、それを回って行って市が駐輪場としている場所。これそんなに時間かからないですよ。駅からも近いですよ。府中市内で西武線も京王線もJRもそうですけれど、駐輪場から駅まで結構遠いところがあるんですよ。これ見たら、西武線は12分間隔、上り下りで6分間隔であると思うんで



すよ。ここの駐輪場利用する方は家を2分前に出ていただければ十分利用できるし、駐輪場から駅まで目の前ですよ。はっきり言って。一番大きな府中駅でもかなり遠いですよ。そういう利便性を考えると、これは町会長として皆さん100人が100人納得してもらおうようなことは大変だと思うのですが、私はこれでもいいかなと、個人的には思っています。皆様の意見を聞いたらそう感じました。駅から近いからね。これまた、700mも800mも歩くとちょっと問題ですよ。ということです。ありがとうございます。

会長

はい。

委員

先ほど、ああいう言い方をされると言わざるを得ないんだけど、実態調査をしました。じゃあ、結果ペーパーで出てますか。ペーパーで出てないのは実態調査をしたうちに入らないわけですね。委員会にちゃんと出るのなら、あるいは説明会に提出されるなら、数字を出して議論していただきたい。こういう考え方で、実態は感覚的にはこうでした。これではやっぱり納得はできないと思いますね。私は別に府中市をどうこう言うつもりはありませんけれども、調査したのであれば調査した結果を出すべきである、別に隠す必要は全くないわけですからそれで地域の方に了解していただくというのが筋だと思いますけど。どうなんでしょう。

事務局

ちょっと私の説明が足りなかったのかもしれませんが。先ほどの7割強というところについてですがもう少し詳細に答弁させていただきます。朝7時30分来た時に既に18台の自転車が当該場所に駐車していたところからスタートしておりまして、その後10時までが35台が駐車を確認しております。合計53台となります。この35台で見させていただいた内訳は、東方向から27台、ということをごさいます、南方向から2台、西方向から6台。そういったところから東方向27台に対して調査時間に止まった台数が35台ですからこれを割り返すと77.1%ということですので7割強というご説明をさせていただいたところをごさいます。

会長

はい。

委員

よろしいですか。

会長

はい。

委員

いま、この委員会でお話されたことですのでけれどもなぜ公開はできないのですか。文書で出された方がいいと思うんですよ。そうすれば皆さんもこういう

状況だな、実態だなと理解すると思う。口で言われても、残りませんから、やはりペーパーでこういう風に調査した結果どの程度です、だから必要なんですよ、という説明をされたら別に反対する人も減ってくる気がするのですが。そこらへんはどうなんですか。やはり出せない数字何ですか。

## 事務局

はい、会長。これはあくまでも今回審議会を開催させていただく上での事務局としての準備事務でございます。そういった中で今回の審議会でお示しする資料としては考えてはおりません。ただし、やはり私どもの方が現状として調査してきたことについては、皆様に広くご説明申し上げたうえでご判断いただきたい主旨でございます。以上でございます。

## 委員

答えになっていないような気がするのですが。なぜ公表できないのか。例えば、私どもがそちらから言われてから調査してから十分こういう形でアンケート調査1週間くらいでできたけれども、これもなかなか負担はそれなりに、全戸配布して、回収して、集計して大変は大変です。ただ、我々がやるより府中市がやった方が全然早くきれいにかっこよくできるのではないかという気がする。こういう数字を実際に出されたらよろしいんじゃないかと先ほどから言っている。委員会でしゃべったかどうかとか、判断というものは数字がそこに記録として残って初めて意味があるのでただこんな話はされま

したよと判断されては。どうでしょう。そういう審議の仕方でしょうか。これはイエスとかノーの話ではなくて審議上の問題です。審議はやはりそういう数字を出して判断する、判断したということで結論を出すべきだという風に思いますけれど。私も他の委員会出てますけれど、ほとんど数字はあるのでここだけ特殊だということはないとは思いますが。しかも個人情報ではないですよね。調査結果は個人情報ではないので、どうでしょう集計した結果があれば差し支えない。そういった判断で私ども、この数字を出しています。個別に調べるとわかるような状態ではまずいので全部集計して出させていただきましたけれど、そういう形であれば全然問題ないという気はしますけれど。どうして固守するのかという感じはしてなりませんけれどどうでしょうか、審議会ってそういうものでしょうか。

会長

さて、いまここまで様々なご意見を頂いておりますけれども議事の進行につきまして事務局の方どのように説明すればいいでしょう。お考えを聞かしていただければと思います。

事務局の方として今ここで様々なご意見をいただいておりますけれども、どういう風な形で、この会議を進めていったらよいかということでちょっとご意見をいただきたい。

事務局

はい、会長。先ほどから、私どもの方の実態の把握調査というところでもいろいろとご意見をいただいているところでございます。先ほど冒頭申し上げたとおり、元々審議会の資料としては用意をしておりませんでした。ということは変わりませんが、既に申し上げて、皆様にお知らせはしている。仮にもし、委員の皆さんが必要とあればこちらで後日お示しすることは可能であります。それは皆さんのご意見をうかがいたいと思っております。とはいえ、いずれにいたしましても繰り返しとはなりますけれど、市といたしましては駅南側における自転車の違法駐車により歩道の有効な幅員が狭まっているということで歩行者、障害者の安全性が危惧されているという現状、課題につきまして早急に対応していきたいと考えておりますのでこの趣旨を皆さんにご理解いただき、本日ご採決をいただきたいと思っております。

会長

今事務局から説明がありましたように、この問題はいろいろ長くなればなるほどいろいろな意見がまだまだ出てくると思いますが、一応挙手による採決という方法で競艇場前の周辺の自転車放置禁止区域の指定について賛成の方、反対の方挙手をお願いして決めていきたいと。

委員

ちょっと。採決する前に。採決すること自体は別に構いませんけど、この

中で示された議事録というのですか、お話、先ほどのパーセントとか、いつに調査したとかこれは確実に記録されて公開されるものですか。

事務局

はい会長。

会長

はい。

事務局

議事録でございますので、公開されます。以上です。

委員

一応確認をした。通常審議会の議事録は公開されるもの？

事務局

冒頭申し上げたとおり、録音しておりますので。議事録は公開となります。

委員

書くのは人ですよ。

それから資料に関しての公開、非公開はどうでしょう。配布された資料。

事務局

はい、会長。配布した資料につきましては、公開でございます、

委員

確認だけです。どうぞ。

会長

はい、よろしいでしょうか。速やかに話し合いをして決めていきたいという風に思いますけれど、賛成反対様々なご意見がある中で、決めていく方法というのは賛成か反対か意見を聞いたうえで、委員の皆様のご意見に従って、決めていきたいということでございますので、宜しくご一考いただきたい。

委員

会長。今色々とお話聞いたうえで、これは賛成反対という形の採決をしていくような形の決め方をされるということでもよろしいでしょうか。なかなかそこについて右か左かという解決の方法を当然我々一任していただいて委員として出席しているわけですがけれども、いろんな意見のある中でそれを一つの意見に採決を諮るってなかなか中立的な立場であったりとか考え方によって、それが答えが右か左ですというところで決めていくことがよろしいのかもう少し話し合いのうえ、整理をされた方がよろしいのかっていうのが正直悩ましいところだと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

はい、会長。今の決め方についてのご質問ですが、こちらにつきましては、府中市自転車放置防止条例施行規則 13 条の第 3 項でございますが「審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる」となっておりまして、これに基づいて皆様に判断していただくという形

のものでございます。説明を先に申し上げなければなりませんでした。申し訳ありませんでした。

委員

今のお話を踏まえますと、今までの議論の確認をさせていただきたいのですが、市の考えとしては北口を拡幅することについて、拡幅をされた後、禁止区域を設けて、南口については今のところ整備する予定はないという認識でよろしいでしょうか

事務局

はい、会長。今おっしゃられたとおりでございます。

委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

それでは、今事務局からの説明がありましたけれども、それでは挙手による採決をいたしたいと思います。競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定について賛成の委員の方の挙手をお願いしたいと思います。

(もう一度はつきりと)

ゆっくり言いますね、競艇場前駅周辺の自転車放置禁止区域の指定について賛成の委員の方の挙手をお願いしたいと思います。



(委員の挙手)

私は入れませんが8名の賛成の方の挙手がありました。よって、過半数の挙手が挙がりましたので賛成多数と認めこの件については了承することとします。

**【議題6(2)】**

続きまして、何かご意見ございますか。ないようでしたら以上を持ちまして本会議の議事はすべて終了といたします。事務局の方から何かありましたらご連絡をお願いいたします。

事務局

はい、会長。答申書の作成につきましては、本日ご審議いただいた結果に基づいた諮問書を事務局で調整した上で、会長、副会長に確認いただき、本審議会の答申書といたします。委員の皆様には後日、その写しを送付させていただきますので、ご承知おきください。

おかげさまで、委員の皆様の円滑な進行のご協力により、諮問事項の審議が終了しました、ありがとうございます。今後の本審議会の開催につきましては、現在のところ予定はございませんが、冒頭申し上げましたとおり、選出区分が交通安全対策審議会並びに学識経験者の委員の皆様におかれましては、委員の任期期間内において案件が生じた際には、ご協力いただくこととなりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

## 事務局

はい、会長。もう一点、お願いします。当審議会における委員報酬のお支払についてご説明させていただきます。本日の委員報酬につきましてはご指定の口座に振り込ませていただきます。まだご提出いただいていない方につきましてはお帰りの前に、先日お送りしております委員報酬に係る委任状または辞退届、個人番号の提供書を事務局に提出していただくようお願いいたします。以上です。

## 会長

それでは、長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、府中市自転車対策審議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。